

一般社団法人共立女子大学・共立女子短期大学櫻友会定款

一般社団法人共立女子大学・共立女子短期大学櫻友会定款

制定 平成22年11月26日

改定 平成24年4月28日

改定 平成25年5月11日

改定 平成26年11月8日

改定 平成28年5月21日

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人共立女子大学・共立女子短期大学櫻友会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区一ツ橋2丁目2番1号学校法人共立女子学園内に置く。

(目的)

第3条 この法人は、会員相互の親睦を図り、共立女子大学・共立女子短期大学の発展に寄与し、あわせて社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦及び福利厚生事業
- (2) 共立女子大学・共立女子短期大学への奨学金給付事業をはじめとする教育事業の支援
- (3) 会員および一般に向けた本部及び全国各地における講演会等の生涯学習事業
- (4) 会員名簿の作成と管理事業
- (5) 機関誌の発行事業
- (6) その他目的達成に必要と認める事業

第2章 会 員

(種別及び資格)

第5条 この法人は次の会員をもって組織する。

(1) 一般会員

学校法人共立女子学園(以下「学園」という。)の経営する大学・大学院及び短期大学、旧制の専門学校、職業学校(以下「母校」という。)を卒業した者

(2) 正会員

一般会員のうち、この法人に入会し会費を納める者

(3) 学生会員

学園の経営する大学・大学院及び短期大学に在籍し、この法人に入会を希望する学生

(4) 賛助会員

この法人の活動を賛助するために、この法人に入会を希望し理事会で承認された個人又は法人
で会費を納める者

母校に1年以上在学した者で会費を納める者

(5) 名誉会員

学園の理事、評議員又は母校の専任教職員で理事会の決議を受けた者

(入会)

第6条 この法人の正会員、学生会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込まなければならない。但し、学生会員は第7条に定める会費の支払をもって入会したものとみなす。

(会費)

第7条 正会員、学生会員、賛助会員は、この法人の活動に必要な経費にあてるため、細則で定める会費を納めなければならない。

2. 既納の会費は、理由の如何を問わず返還しないものとする。

(正会員の権利)

第8条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、社員（第12条に定める代議員）と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1) 一般社団・財団法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 一般社団・財団法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 一般社団・財団法人法第57条第4項の権利（社員総会議事録の閲覧等）
- (4) 一般社団・財団法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 一般社団・財団法人法第51条第4項の権利（社員の議決権行使書面等の閲覧等）
- (6) 一般社団・財団法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (7) 一般社団・財団法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (8) 一般社団・財団法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (9) 一般社団・財団法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(退会)

第9条 正会員、学生会員、賛助会員で退会しようとする者は、退会届を提出することにより、任意に退会できる。

(除名)

第10条 正会員、学生会員、賛助会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他正当な事由があるとき

(資格の喪失)

第11条 正会員、学生会員、賛助会員は、前2条のほか次の事由によってその資格を喪失する。

(1) 死亡、失跡宣言、又は本法人が解散したとき

2. この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 代議員

(代議員)

第12条 この法人には、正会員の代表として50名以上100名以内の代議員を置く。この代議員をもって法人法上の社員とする。

2. 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な選挙区分、選挙方法、選出割合等については、総会において定める代議員選挙規則による。ただし、選挙区分ごとの前項の割合が原則として、同一となるようにしなければならない。

3. 代議員は、正会員の中から選ばれるものとする。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

4. 第2項の代議員選挙において、正会員は等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することができない。

5. 第2項の代議員選挙は、2年に一度実施することとし、代議員の任期は選任の2年後に実施される代議員選挙の終了の時までとする。ただし、代議員が代議員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。

6. 辞任等により代議員が欠けた場合は、第2項の代議員選挙規則により、得票の多かったものを順次繰り上げて代議員とすることができる。繰り上げて当選した代議員の任期は、前任の代議員の任期の満了する時までとする。

(辞任)

第13条 代議員は、別に定める代議員辞任届を提出することにより辞任することができる。

(解任)

第14条 代議員がこの法人の名誉を傷つけ、又は代議員としての義務を怠り、若しくは第3条の目的に反する行為をしたときは、総会の決議により、その代議員を解任することができる。

(代議員の地位の喪失)

第15条 前2条の場合のほか、代議員は次の事由によって、その地位を喪失する。

(1) 第8条、第9条及び第10条により会員の地位を喪失したとき

(2) 総代議員が同意したとき

第4章 代議員総会

(構成)

第16条 代議員総会は、すべての代議員をもって構成する。

2. 前項の代議員総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第17条 代議員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 決算の承認
- (4) 会員の除名
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項
(種類及び開催)

第18条 この法人の代議員総会は、定時代議員総会及び臨時代議員総会の2種とする。

- 2 . 定時代議員総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 3 . 臨時代議員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第19条 代議員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 . 議決権の10分の1以上を有する代議員は、会長に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を記して、代議員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第20条 代議員総会の議長は、理事1名が出席代議員の承認により、この任にあたる。

(議決権)

第21条 代議員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第22条 代議員総会の決議は、議決権を有する代議員の過半数が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって決する。

- 2 . 前項の規定にかかわらず、次の決議は議決権を有する代議員の過半数が出席し、出席した代議員の議決権の3分の2以上をもって決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面議決)

第23条 代議員総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された議事について書面又は電磁的方法により議決し、議決権を行使することができる。

- 2 . 代議員総会に出席できない代議員は、他の出席代議員を代理人として、議決権を行使することができる。
- 3 . 前項の場合における前2条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(議事録および議事録署名人)

第24条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2．議事録署名人は、代議員総会出席の理事2名がこれにあたる。

3．議長及び議事録署名人は、議事録に署名押印する。

(代議員総会運営規則)

第25条 代議員総会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める代議員総会運営規則による。

第5章 役員

(役員の種類及び定数)

第26条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事13名以上20名以内

(2) 監事2名

2．理事のうち1名を会長、2名または3名を副会長とする。

3．副会長を含め執行理事を5名まで置くことができるものとする。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、総会において選任する。

2．理事及び監事の選任は、総会において定める役員選考規程による。

3．会長は理事会の決議によって理事の中から選定する。副会長は会長の推薦に基づき理事の中から選定する。なお、会長、副会長の選定については、名誉会員の意見を参考にすることができる。

4．会長は法人法に規定する代表理事とし、副会長及び執行理事を同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

5．理事・監事は相互にこれを兼ねることはできない。

(理事の職務・権限)

第28条 理事は理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、業務を分担し、その職務を執行する。

2．会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、業務を執行する。

3．副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

4．執行理事は、会長、副会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務・権限)

第29条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2．監事は、理事会に出席して必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

3．監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第30条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結時までとする。連続して再任する場合は、連続3期までとする。

2．補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

3．補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4．役員は、第26条に定める定数にたりなくなるときは、辞任又は任期満了により退任したあとも、新たに選任された者が就任するまで、その権利義務を有する。

(役員 の 解 任)

第31条 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情がある場合には、総会の決議によっていつでも解任することができる。

(役員 の 報 酬)

第32条 役員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要した費用を支給することができる。

(損 害 賠 償 責 任 の 一 部 免 除)

第33条 この法人は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(顧 問)

第34条 この法人に、顧問を置くことができる。

2．顧問は理事会において推薦し、会長が委嘱する。

第6章 理事会

(設 置)

第35条 この法人に理事会を設置する。

2．理事会はすべての理事で組織する。

(権 限)

第36条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解任

(招 集)

第37条 理事会は、会長が招集する。

2．会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長または理事が理事会を招集する。

3．理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議 長)

第38条 理事会の議長は、会長または副会長がこの任にあたる。

(決 議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2．前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議 事 録 お よ び 議 事 録 署 名 人)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2．議事録署名人として、監事がこれにあたる。監事が欠席の場合は会長が選任した理事がこれにあたる。

3．会長及び議事録署名人は、議事録に署名押印する。

(理事会運営規則)

第41条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。但し、会長は、理事会運営規則の改廃を行った場合は、総会においてその内容を報告しなければならない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書

2．前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3．第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更並びに解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(残余財産の処分)

第47条 この法人の解散に伴う残余財産は、前条の手続を経て、学園に寄付するものとする。

第9章 公告の方法

(公告)

第48条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

2．この法人は前項の公告内容を会報に掲載することができる。

第10章 事務局

(設置等)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2．事務局には、常勤の職員を置く。

3．職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4．事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第11章 雑 則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、法令に従って理事会の決議により別に定める。

(定款に定めのない事項)

第51条 この定款に定めのない事項は、すべて法人法、その他法令の定めるところによる。

附 則

1．この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、別紙のとおりとする。

(設立時の代議員95名 - 省略)